

被扶養者認定 Q&A

— 給与収入の認定基準について —

Q 妻は現在パート勤務をしています。毎月の給料月額のうち基本給は107,000円ですが、通勤手当3,000円を加えると110,000円となり、被扶養者認定上の認定限度月額108,334円以上となってしまいます。通勤手当は非課税のため、所得証明書等には反映されていません。このような場合、被扶養者認定を受けることは可能でしょうか？



A 被扶養者認定上の給与収入は、所得金額ではなく、税金等の各種控除前の総収入金額で判断します。

この総収入額の中には、基本給はもちろんのこと、扶養（家族）手当や通勤手当、時間外勤務手当等のすべての手当についても収入に含めます。また、賞与についても支給月の収入に含めます。



すなわち、被扶養者認定上の給与収入には、就労者が事業主から労務の対償として受けるすべてのものをいい、給料、賃金、手当など、その名称や種類にかかわらず対象としており、所得税法上の取扱いとは異なります。

よって、ご質問の場合、通勤手当を含めた収入が月額108,334円以上のため、本組合の被扶養者として認定はできないこととなります。

職員採用試験のお知らせ

募 集 概 要

採用予定人数	2名程度
採用予定日	平成27年4月1日
職 種	事務職（仕事の内容：地方公務員等共済組合法に基づく福利厚生事業）
受 験 資 格	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方。又は、平成27年3月卒業見込の方。
試 験 日 等	〔第1次試験〕 平成26年11月16日（日） 選考方法：一般教養試験・事務適性検査・職場適応性検査・作文試験 〔第2次試験〕 平成26年12月中旬頃（予定）：第1次試験合格者に通知 選考方法：面接 〔第3次試験〕 平成27年1月中旬頃（予定）：第2次試験合格者に通知 選考方法：面接

※受験手続（「受験案内」及び「受験申込書」「エントリーシート」の取得方法）などの詳細は、7月15日（火）から奈良県市町村職員共済組合公式ホームページ（<http://www.kyosai.nara.jp/>）でご確認いただけます。

お問い合わせ先 奈良県市町村職員共済組合 総務課 ☎ 0744-29-8261